

4 敬老

(1) 敬老祝金の支給

高齢者の長寿を祝福して、敬老祝金を贈呈します。

☎ 高齢福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2359
2360
2367

< 対象者 >

市内に引き続き3か月以上住所を有する80歳、90歳、100歳の方

< 支給額 >

| | | |
|------|---|----------|
| 80歳 | … | 10,000円 |
| 90歳 | … | 30,000円 |
| 100歳 | … | 100,000円 |

< 支払い >

申請月の翌月に指定の金融機関に振込みます。

< 手続き >

80歳、90歳、100歳の誕生月に、『敬老祝金申請書』を該当者に郵送しますので、高齢福祉課 福祉サービスグループ、市役所1階 保健福祉相談担当、又は各地区市民センター・各出張所に提出してください。

(2) 敬老会の共催負担金

市内39地区の社会福祉協議会、宇都宮市社会福祉協議会、宇都宮市が共催で各地区において開催する敬老会に75歳以上の高齢者を招待した際、その招待者数に応じて、各地区社会福祉協議会に対し、開催経費の一部として負担金を交付しています。

☎ 高齢福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2359
2360
2367